

千葉県中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、千葉県（以下「県」という。）の中小企業等の人材確保・定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返還を支援している中小企業等に対し、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) ベンチャーキャピタル

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(3) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 総株主又は総社員の議決権の2分の1以上に相当する議決権を、中小企業者以外の者（会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタルを除く。以下、この号において同じ。）が単独で有する（以下「直接支配関係」という。）中小企業者

イ 総株主又は総社員の議決権の3分の2以上に相当する議決権を、中小企業者以外の者及び当該者との間に直接支配関係がある者（会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタルを除く。）が共同で有する中小企業者

ウ 中小企業者以外の者の役員又は職員を兼ねている者が役員の総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

(5) 正社員

次のすべてに該当する者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること

イ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること

(6) 奨学金

次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし、医療・福祉などの特定分野、企業等の人材確保や地域への定着を目的

とするもので返還を免除されるものを除く。

- ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- イ 地方公共団体、大学及び公益法人、民間企業等が貸与する奨学金
- ウ その他知事が特に必要と認めるもの

(7) 返還中

次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 申請日において、貸与等された奨学金を現に返還（次条に定める補助対象者が同条に定める支援対象者に代わって奨学金貸与機関に直接返還（以下「代理返還」という。）する場合を含む。以下この号において同じ。）している状態
- イ 貸与等された奨学金を申請日の属する年度から返還開始予定である状態

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県内に事業所を有し、補助対象者に勤務する従業員（以下「支援対象者」という。）への奨学金返還支援制度を設け、手当として奨学金返還のための金銭を支給又は代理返還する中小企業者（別表第1に掲げる者）であること。ただし、みなし大企業に該当しない者及び国又は地方公共団体から出資を受けていない者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象とならない。

(1) 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 労働関係法令に違反している者

(3) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがある者

- (4) 宗教上の組織又は団体である者
- (5) 政治団体又は政治的な活動を目的とする団体である者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が不相当であると認める者

(支援対象者)

第4条 支援対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該中小企業者において、正社員として取り扱われていること。
- (2) 補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日（ただし、4月2日以降に前号に定める要件を満たす者として採用された者については、当該採用日）において、正社員となってから6年以内（採用された日の属する月を1か月目とし、72か月目となる月までの期間を補助対象とする。）であること。ただし、新規学卒者等で返還を猶予される期間がある場合、その期間は6か月を上限として補助対象の期間に含まれないこととする。なお、以前勤務していた中小企業者で、支援対象者となっていた場合は、その期間を通算する。
- (3) 申請日の属する年度において、貸与等された奨学金を支援対象者本人が債務者となって返還中（代理返還を含む）であること。ただし、年度の途中で返還が終了した場合は、終了した月までの期間を補助対象とする。
- (4) 申請日の属する年度において、県内に所在する事業所に勤務していること。ただし、申請日において既に退職及び県外の事業所へ転出している場合は支援対象者としめないものとする。
- (5) 申請日の属する年度において、県内に居住していること。ただし、申請時においては、居住予定者を含む。
- (6) 補助対象者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人等を含む。）である場合においては、当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

(補助事業)

第5条 補助事業は、補助対象者が就業規則又は賃金規程等の内容を明確に定めた文書に基づき、支援対象者に対し、奨学金返還支援のための手当を支給又は代理返還する事業とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間、補助率及び補助上限は、別表第2に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、支援対象者が退職した場合に当該支援対象者に支援の額の全部又は一部の返還の義務を負わせるものは、補助対象経費に含めない。

(補助金の申請等)

第7条 補助対象者は、規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするときは、千葉県中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、県が定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
 - (2) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - (3) 支援対象者勤務地一覧又は組織図等支援対象者の勤務地を確認できる書類
 - (4) 住民票又は運転免許証等官公署が発行した支援対象者の住所が確認できる書類の写し等県内の居住（予定を含む）を確認できる書類
 - (5) 独立行政法人日本学生支援機構の口座振替加入通知等、支援対象者による奨学金年間返還額及び返還計画、支援対象者自身が返還していることを確認できる書類の写し
 - (6) 代理返還の場合にあっては、そのことが確認できる書類の写し
 - (7) 就業規則及び賃金規程、奨学金返還支援制度規程等手当等の支給根拠を確認できる書類
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象者が補助金の交付決定を受けた場合、当該事業年度の4月1日まで遡って補助の対象とすることができる。

(補助金の交付の決定等)

- 第8条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、知事は、必要に応じて現地調査等を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。
- 2 知事は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助対象者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、県が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

- 第10条 補助対象者は、補助事業の内容の変更をするときは、千葉県中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更(補助金の交付決定額の20%を超えない減額及び補助事業の遂行に影響を及ぼさないものをいう。)については、この限りでない。
- 2 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、千葉県中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項及び第2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 4 第4条の規定は、補助事業の変更により追加された支援対象者について準用する。ただし、同条第2号から第5号中「申請日」とあるのは、「変更承認申請の日」

と読み替えるものとする。

(補助事業遂行の義務)

- 第 11 条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。
- 2 補助対象者は、支援対象者が奨学金を第 7 条第 1 項第 5 号の計画通りに返還していることを確認し、計画と異なる場合は知事に報告しなければならない。
- 3 知事が規則第 10 条の規定により補助事業の状況報告を求めたときは、県が別に定める日までに千葉県中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業遂行状況報告書(様式第 4 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 支援対象者への支援が手当支給の場合にあつては、給与明細書又は賃金台帳等支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し
 - (2) 支援対象者への支援が代理返還の場合にあつては、支援対象者並びに送金額が確認できる書類等の写し及び領収書又は振替払込請求書受領書の写し等当該送金を行ったことが確認できる書類の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 4 知事は、前項の報告があつた場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助事業の実績報告)

- 第 12 条 補助対象者は、規則第 12 条の規定により実績報告しようとするときは、県が別に定める日までに、千葉県中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業補助金実績報告書(様式第 5 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、前条第 3 項において提出した書類については、省略することができる。
- (1) 支援対象者への支援が手当支給の場合にあつては、給与明細書又は賃金台帳等支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し
 - (2) 支援対象者への支援が代理返還の場合にあつては、支援対象者並びに送金額が確認できる書類等の写し及び領収書又は振替払込請求書受領書の写し等当該送金を行ったことが確認できる書類の写し
 - (3) 住民票又は運転免許証等官公署が発行した支援対象者の住所が確認できる書類の写し等県内の居住を確認できる書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

- 第 13 条 知事は、前条の実績報告があつた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該事業の成果が交付決定の内容(ただし、第 10 条第 3 項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 知事は、補助対象者が補助金を他の用途に使用する等、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第 16 条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して報告させ、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 17 条 知事は、第 13 条により補助金の額を確定した後、補助金を補助対象者に対し支払うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、千葉県中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業補助金請求書(様式第 6 号)により、知事に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第 18 条 補助対象者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 19 条 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

(暴力団密接関係者)

第 20 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 3 条第 2 項第 1 号イ又はウに該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。

- 1 本要綱第6条の規定の令和7年度における適用については、補助対象者が支援対象者に対して、奨学金返還支援のために支給する手当又は代理返還する額への補助は、支援対象者の返還月が10月以降のものを対象とする。
- 2 本要綱別表第2の令和7年度における適用については、次のとおりとする。
補助対象期間「補助の交付のあった年度の3月31日まで」とあるのは「10月1日から3月31日まで」と、補助上限金額「支援対象者1人につき年間10万円まで」とあるのは「支援対象者1人につき5万円まで（年間10万円の2分の1）」とする。
- 3 本要綱第7条の規定の令和7年度における適用については、「当該事業年度の4月1日まで遡って補助の対象とすることができる。」とあるのは、「当該事業年度の10月1日まで遡って補助の対象とすることができる。」とする。

別表第1（第3条関係）

| 業種・組織形態 | 補助対象者 |
|------------------------------------|--|
| ① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から④に掲げる業種を除く） | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主 |
| ② 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主 |
| ③ サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主 |
| ④ 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主 |

別表第2（第6条関係）

| | | |
|--------|--|--|
| 補助対象経費 | 補助対象者が支援対象者に対して、奨学金返還支援のために支給する手当又は代理返還する額 | |
| 補助対象期間 | 補助金の交付のあった年度の3月31日まで | |
| 補助率 | 補助対象者が支援対象者に支援する額の2分の1 | |
| 補助上限 | 金額 | 支援対象者1人につき年間10万円まで (支援対象者ごとに千円未満を切り捨てる) |
| | 期間 | 正社員となってから最大6年間まで |
| | 人数 | 補助対象者1者あたり支援対象者5人まで (1年度あたりの申請可能人数を5人までとする) |